

公認資格者の研修・養成/検定に関する『救済処置』について

2021年2月15日

全国勤労者スキー協議会 常任理事会

【1】はじめに

2021年1月に一部の都府県に対して緊急事態宣言が発出され、3月7日までの延長が決まりました。

これを受けて、全国スキー協常任理事会は公認資格者の研修/検定に関して以下のような『救済処置』をとることを決定しましたので、お知らせします。

(青字の部分をクリックすると全国スキー協ホームページの該当箇所に飛ぶようになっています)

【2】救済処置について

(1) 範囲

(ア) 対象者

以下の4つの公認資格者とします(2020年度に公認資格取得を目指している方も含みます)

- ・ [全国勤労者スキー協議会指導員規程](#)に定めるスキー指導員
- ・ [全国勤労者スキー協議会コースセッター規程](#)に定めるコースセッター
- ・ [全国勤労者スキー協議会山スキーリーダー規程](#)に定める山スキーリーダー
- ・ [全国勤労者スキー協議会スノーボード指導員規程](#)に定めるスノーボード指導員

(イ) 対象地域

全国を対象とします(緊急事態宣言が発令されていない道県も対象とします)

(ウ) 対象期間

「(2)具体的な救済処置」の「対象者」に記載された「有効とする年度」とします。その他については規程とおりとします。

(エ) 年度の確認

- ・ 2019年度：2019年6月1日～2020年5月31日
- ・ 2020年度：2020年6月1日～2021年5月31日
- ・ 2021年度：2021年6月1日～2022年5月31日
- ・ 2022年度：2022年6月1日～2023年5月31日

(2) 具体的な救済処置

(ア) 公認資格者研修

- ・ スキー指導員、山スキーリーダー、スノーボード指導員

対象者	有効とする年度	参考情報
2020年度修了者	修了している単位について2022年度まで有効とする	規程では受講年度(2020年度)と翌年度(2021年度)まで有効であるが、1年度の延長とする
2019年度修了者	修了している単位について2021年度まで有効とする	規程では受講年度(2019年度)と翌年度(2020年度)まで有効であるが、1年度の延長とする

・ コースセッター

対象者	有効とする年	参考情報
2021年修了者	修了している単位について修了の月から3年間有効とする	規程では受講後（2021年の修了月日）2年間有効であるが、1年の延長とする
2020年修了者	2020年のセッター研修はコロナで中止とした。	
2019年修了者	修了している単位について修了の月日から3年間有効とする	規程では受講後（2019年の修了月日）2年間有効であるが、1年の延長とする
2018年修了者のうち特例処置対象者	修了している単位について修了の月日から4年間有効とする	規程では受講年（2018年の修了月日）から2年有効であるが、2020年の研修会中止に伴い特例措置の対象者（2020年セッター研修会申込者）となったものは2年の延長とする

(イ) 養成/検定

・ スキー指導員

2020年度に養成 の単位修了者	2021年度の検定会の参加を可能とする (2020年度に検定を受け一部合格者とならなかった場合も2020年度の養成修了をもって2021年度の検定会の参加可能)	規程では「 <u>養成の単位を期限内に修了した者は、その年度内に行われる検定会に参加することができる</u> 」であるが、 <u>翌年度の検定会参加を可能とする</u>
2020年度時点で の一部合格者	一部合格の単位について一部合格時点の年度を含め4年度有効とする	規程では一部合格者は「 <u>課目の有効期限を翌々年度まで有効とする</u> 」（3年度）であるが、 <u>左記のように有効期間を延長する</u>
STTスコアの検定 での有効得点とし ての置き換え期間 ① 2019年度の STTスコア ② 2020年度の STTスコア	① STTスコアの検定での有効得点としての置き換え期間を2021年度の検定まで有効とする ② STTスコアの検定での有効得点としての置き換え期間を2022年度の検定まで有効とする	規程では「 <u>指導員受験日の年度と前年度に開催されたテクニカルテストを受検した場合、採点結果の合計点を、指導員検定会の応用発展技術の中で共通する3種目を有効得点として置き換えることができる</u> 」であるが、 <u>左記のように有効期間を延長する</u>

・ 山スキーリーダー

2019年度の山スキーリーダー養成修了者	2021年度までの山スキーリーダー検定会参加可能とする	規程では「 <u>山スキーリーダー養成修了年度を含め2年度以内</u> 」が検定会の受験資格要件の一つであるが、 <u>翌々年度の検定会受験を可能とする</u>
2020年度の山スキーリーダー養成修了者	2022年度までの山スキーリーダー検定会参加可能とする	規程では「 <u>山スキーリーダー養成修了年度を含め2年度以内</u> 」が検定会の受験資格要件の一つであるが、 <u>翌々年度の検定会受験を可能とする</u>

・ スノーボード指導員

取り扱いはスノーボード部と相談ください。そのうえで全国スキー協常任理事会で決定します。

・ コースセッター

2020年度のコースセッター養成修了者	2021年度までのセッター検定会参加可能とする	規程では「 <u>同一年度内及び前年度に開催された養成の修了者</u> 」が検定会の受験資格要件の一つであるが、 <u>養成修了の翌年度の検定会受験を可能とする</u>
----------------------------	-------------------------	--

2019年度のコースセッター修了者はいません

※今回の救済措置による研修状況一覧の過去の研修修了日の書き換えは行いません。ご承知おきください。

以上